

2014年8月14日

全2頁

バーゼルⅢの初歩 第8回

バーゼルⅢのスケジュールは？

～今後実施される項目と実施スケジュール～

金融調査部 主任研究員
鈴木 利光



このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。第8回は、バーゼルⅢの実施スケジュールを解説します。

1 全体の実施スケジュール

前回（[第7回](#)）は、バーゼルⅢの見直しの骨格を解説しました。

今回は、バーゼルⅢの重要項目の解説に入る前に、今後解説するバーゼルⅢの各項目と実施スケジュールを確認します。

バーゼルⅢ全体の実施スケジュールは、[図表1](#)のとおりです。

図表1 バーゼルⅢ：全体の実施スケジュール

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
普通株式等 Tier 1 の最低所要水準	3.5%	4.0%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%
普通株式等からの段階的控除（繰延税金資産、モーゲージ・サービシング・ライツ及び金融機関に対する出資を含む）		20%	40%	60%	80%	100%	100%
Tier 1 最低所要水準	4.5%	5.5%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%
総資本最低所要水準	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%
資本保全バッファ				0.625%	1.25%	1.875%	2.5%
普通株式等 Tier 1 の最低所要水準＋資本保全バッファ	3.5%	4.0%	4.5%	5.125%	5.75%	6.375%	7.0%
総資本最低所要水準＋資本保全バッファ	8.0%	8.0%	8.0%	8.625%	9.25%	9.875%	10.5%
カウンターシクリカル資本バッファ				0～0.625%	0～1.25%	0～1.875%	0～2.5%
その他 Tier 1 または Tier 2 に算入できなくなる資本のグランドファザリング	10年間（2013年1月1日開始）						
レバレッジ比率	試行期間 2013年1月1日～17年1月1日 各銀行による開示開始 2015年1月1日					第1の柱への移行を視野	
流動性カバレッジ比率（LCR）	観察期間		60%	70%	80%	90%	100%
安定調達比率（NSFR）	観察期間					最低基準の導入	
G-SIBs（グローバルなシステム上重要な銀行）サーチャージ		G-SIBs 公表（11月）		段階的实施			完全実施（※1）
D-SIBs（国内のシステム上重要な銀行）サーチャージ		D-SIBs 公表（11月）？		「2016年1月1日から」（G-SIBsと同様に段階的实施？）（※2）			

（注）全ての日付は1月1日時点。青色部分□は移行期間。

（※1）G-SIBsのグループに応じて、1.0%、1.5%、2.0%、2.5%のサーチャージ（追加資本賦課）

（※2）サーチャージの数値は各国当局の裁量

（出所）金融庁資料等を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表1の日付は全て「1月1日時点」ですが、わが国に規定される場合は「3月31日時点」となることが想定されます¹⁾。これは、わが国の銀行が3月決算であるためです。そのため、わが国の国際統一基準行については、2013年3月期からバーゼルⅢの適用を開始しています。

図表1のように、バーゼルⅢは、2013年から2019年にかけての段階的实施が想定されています。また、バーゼルⅡ(2.5)までは自己資本への算入が認められていたものの、バーゼルⅢの導入に伴ってそれが認められなくなった項目のオミット(不算入)についても、経過措置として10年間かけて段階的に実施することが認められています。これを「グランドファザリング」といいます。

なお、現在、図表1の中で注目すべき項目は、「レバレッジ比率」(*)と「流動性カバレッジ比率」(*)でしょう。というのも、前者は来年(2015年)から開示が、後者は来年(2015年)より段階適用が開始されるためです。

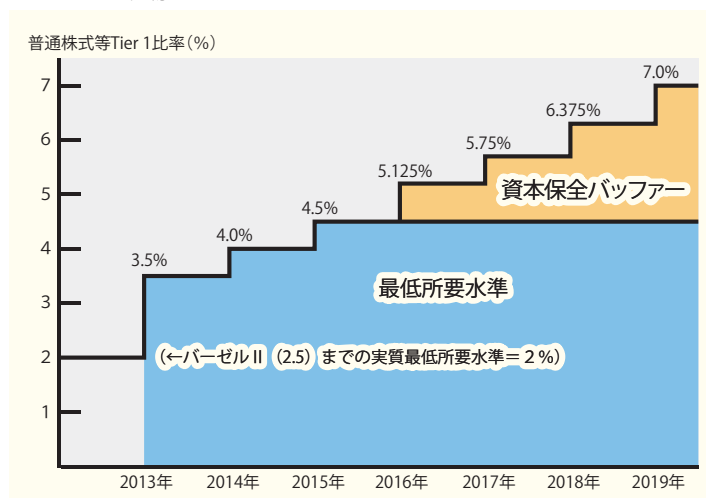
2 普通株式等 Tier 1 の水準引き上げの実施スケジュール

次に、普通株式等 Tier 1 の水準引き上げの実施スケジュールは、図表2のとおりです。図表1も合わせてご参照ください。

このほか、「カウンターシクリカル資本バッファ」(*) (0~2.5%) や「G-SIBs (グローバルなシステム上重要な銀行) サーチャージ」(*) (1.0~2.5%) が、普通株式等 Tier 1 の上乘せとして求められるケースがあります。

(*) 次回(第9回)以降に改めて用語の意味を説明します。

図表2 バーゼルⅢ：普通株式等 Tier 1 の水準引き上げの実施スケジュール



(出所) 金融庁資料等を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

以上

次回(第9回)は、バーゼルⅢにおける自己資本の質の向上を解説します。

1) 図表1の項目の中で、わが国の告示等に規定がされているのは、2013年から適用が開始されているものだけです(本稿執筆時点)。